

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月1日（月）午後1時34分から午後2時07分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 41（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 2 3 番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一		
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘		
7 番	梶原 茂夫	8 番	木村 寛
9 番	河野 順子	10 番	河野 秀雄
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
		16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
		20 番	森崎 正
21 番	薬師寺 悦子		

4. 欠席委員（6名）

農業委員 2 番 大島 博雅

最適化推進委員	6 番	岡山 正喜	1 5 番	竹葉 直正
	1 9 番	松本 武雄	2 2 番	山田 悌示
	2 3 番	渡邊 鉄雄		

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

2 1 番	若藤 寿治	2 2 番	早稲田 由孝
-------	-------	-------	--------

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 2 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による報告について
報告第 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第 4 号	農地転用確認交付申請書について
報告第 5 号	農地転用許可後における工事進捗状況報告書について (令和 6 年 5 月 16 日～令和 6 年 6 月 14 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号	宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	主任	藤部 尚子
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長	岩見 藤三郎
------	--------

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員２３名、農地利用最適化推進委員１８名であります。
定足数に達しておりますので、令和６年７月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、大島委員、岡山委員、竹葉委員、松本委員、山田委員、渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に若藤委員、早稲田委員を指名いたします。

まず、報告第１号から第５号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案の説明の前に議案の修正・確認がございます。まず、総会議案の４ページをお開きください。

総会議案４ページ、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請承認についての番号２５の貸出・譲渡人の住所ですが、枠に収まりきらず切れてしまっております。この住所は◇◇◇◇でございます。ご確認をお願いします。

次に、総会議案１０ページをお開きください。総会議案１０ページ、議案第３号宇和島農業振興地域整備計画の変更についての添付地図の表題でございますが、議案第４号となっておりますが、議案第３号番号４の誤りでございます。訂正をお願いします。

修正・確認事項は以上でございます。

（報告第１号から第５号までを議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請承認について、を議題といたし

ます。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は13件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては議案書4ページから5ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

番号23番、24番について説明させてもらいます。23番について、この土地の所在地は◇◇◇◇になります。それで、所有者とか、貸し出す方は◇◇◇◇に在住されております。名義ですね、◇◇◇◇さんの名義になっております。その畑を、◇◇◇◇で栽培しようかということ聞いておりますし、日数的にも何もちょっと、聞きましたら大丈夫だと思います。何も問題ないと思います。

24番について説明させてもらいます。24番、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇の関係です。◇◇◇◇さんの名義の◇◇◇◇と聞いておりますが、それを一応一緒に、◇◇◇◇と一緒に◇◇◇◇を栽培、作りよったと聞いております。◇◇◇◇さんの年齢が高くなっておりますので◇◇◇◇さんの方に◇◇◇◇を、ということで聞いております。◇◇◇◇さんも一緒に耕作されよりましたんで、◇◇◇◇は作れると思いますんで、何ら問題ないとは思いますが、以上です。

《武内委員》

はい、失礼いたします。25番についてご説明をいたします。譲渡される◇◇◇◇さんにつきましては◇◇◇◇ということで耕作に不便をしておりました。譲り受ける◇◇◇◇さんに関しましては、◇◇◇◇を図りたいということで、両者の間で◇◇◇◇という話でまとめ、◇◇◇◇さんが耕作されるということになりました。特に問題はないと思います。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。26番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇は、ちょうど◇◇◇◇でございます。◇◇◇◇ですね、◇◇◇◇さんが買ったなら◇◇◇◇がついとったという議案でございまして。◇◇◇◇ですよ。はい、そういう農地です。◇

◇◇◇さん、◇◇◇◇ではございますが、◇◇◇◇ということですし、その農地として最大限に活用して収益を上げるという目的でもございませんので、問題ないかと思います。以上です。

《白井委員》

27番についてご説明をいたします。◇◇◇◇で、◇◇◇◇さんの土地を借り受けて耕作をするという申請です。ちょうど◇◇◇◇さん◇◇◇◇したいということでありまして、話がまとまったようです。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいこうとしていますので、問題はないと思います。

《舩長委員》

はい、28番について説明したいと思います。◇◇◇◇さんは、この◇◇◇◇です。◇◇◇◇したいということで◇◇◇◇して引き続き耕作をするということなんで、問題はないと思います。

《加賀山委員》

29番について説明します。◇◇◇◇のため、◇◇◇◇するものです。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇の関係で、◇◇◇◇さんは熱心に耕作されておりますので、何ら問題ありません。渡邊委員が欠席ですので、私が代わって発表いたしました。

続きまして、渡邊委員欠席ですので、私の方で、また、発表させていただきます。30番、31番についてです。◇◇◇◇のため、◇◇◇◇するものです。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇の関係で、◇◇◇◇さんは熱心に耕作されておりますので、何ら問題ありません。

《宮河委員》

はい、32番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のために新規に農業をされる方で、◇◇◇◇さんの◇◇◇◇を所有権移転し耕作する、という申請です。何ら問題ありません。

《酒井委員》

33番、34番について説明をさせていただきます。2つとも地区が近いということで、元々◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんについては、◇◇◇◇さんのほうから時々管理を任されてやっておったということなんですけども、今回、◇◇◇◇したいということです。◇◇◇◇さんについては◇◇◇◇なんですけど、これまでもずっと親戚一同と一緒に作業しておりますので、これからもやるということなんで、心配ないかと思います。以上です。

《船田委員》

35番について説明します。これは33番34番と同じ人で◇◇◇◇さんですが、ここも同じように、◇◇◇◇のために、◇◇◇◇さんの土地と交換で、◇◇◇◇されて正式に農業をやるそうなんですけど、何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員
さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたし
ます。

それでは、続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、
を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、一般個
人住宅が2件、資材置場が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。7ページ、8
ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基
準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します。4番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが
譲り受けて、◇◇◇◇しようとする申請であります。この案件につきましては、6月
28日、会長はじめ関係者にて現地調査を行っております。この土地には既に土砂が
置かれており違反転用に当たりますが、始末書の提出があります。この転用で周囲に

被害がなく、問題ないと思います。

《上甲委員》

5番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さんの◇◇◇◇でございます。今回、◇◇◇◇にあります◇◇◇◇を分筆の上、◇◇◇◇ということで申請されております。この土地につきましては、6月28日、小清水会長他4名、現地調査の方で、周辺には影響ないということで、実地調査をしております。別に問題ないように思います。

《井上惣一委員》

6番について報告いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受け、◇◇◇◇ということです。6月28日に会長さんはじめ、関係者の方々と現地調査しております。すでにコンクリート舗装をされていて違反転用になりますけれども、始末書の提出され、問題はないと思います

《 会 長 》

担当員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。はい、井上委員。

《井上和久委員》

失礼いたします。5番の議案なんですけども、この申請地の一部が道路で既に舗装されて、なっております。これは始末書提出が必要になる案件と思いますが、提出はされとるんでしょうか。

《山下係長》

失礼いたします。ここに今言われた通路、その上に住宅があって住宅の横に農業用倉が設置されています。今言われた通路に関しては、農業用倉庫にくっつけるという形になっておりますので、違反転用という形ではございません。今回、ここの部分も全部含めて一体利用地ということで設定をしていきますので、いわゆる始末書は必要ないと思ってます。

《 会 長 》

他にございませんか。他になれば、採決をいたします。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。

宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。番号4、申請者は株式会社◇◇◇◇代表取締役、◇◇◇◇さんです。

除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。除外後には農地法5条申請を予定しております。10ページに位置図を添付しております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《石城戸委員》

ご説明します。この土地に先程申し上げられました◇◇◇◇が◇◇◇◇という申請です。この案件につきましては、6月28日に会長をはじめ関係者にて現地調査を行っております。この土地を転用することによって周囲に被害はなく、問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和6年7月8日となっております。

1ページめくっていただきまして、12ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規13件 28,358.00 m²、更新3件 9,134.00 m²、計16件 37,492.00 m²となっております。所有権の移転につきましては、宇和島地区で1件 2,868.00 m²、吉田地区で6件 7,757.00、計7件 10,625.00 m²となっております。今月の利用権設定の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《井上惣一委員》

40番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ということで、近所に住む◇◇◇◇さんが耕作するということです。何ら問題ないと思います。

《加賀山委員》

41番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため耕作ができないということで耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。何ら問題はありません。

42番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ということで耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作をするということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組まれているので、問題ないと思います。

《小清水委員》

43番から45番についてご説明いたします。まず43番ですが、これまで◇◇◇◇

◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作をされておりました。◇◇◇◇に伴いまして、◇◇◇◇さんに◇◇◇◇となりましたので契約を新たにして新規でとなってるんですが、内容につきましては継続と同じでございます。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇もやられておりますが、◇◇◇◇さんも農業をしておりますし、何ら問題ないかと思っております。

44番でございますが、◇◇◇◇さん。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇でございます、今の43番の◇◇◇◇の近くに◇◇◇◇もあるということでやってくれ、ということで◇◇◇◇さんの耕作をするようになったわけでございます。賃借料も破格の値段でございます、◇◇◇◇という形で、こういうふうな契約がまとまりました。

45番につきましては、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇でございます。◇◇◇◇してございまして、これまでも◇◇◇◇さんが耕作をされておりました。更新でございます。◇◇◇◇さんも真面目に農業をしております、◇◇◇◇、一生懸命やられておりますので、何ら問題ないかと思います。以上です。

《河野秀雄委員》

失礼します。46番について説明いたします。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇になってちょっと◇◇◇◇になってしまいまして、◇◇◇◇さんに耕作を依頼したところ、やるということで、新規ですが何ら問題ありません。

《若藤委員》

47番について説明いたします。◇◇◇◇です。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため耕作ができないということで耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということでまとまりました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇もされており、何ら問題はありませ

《高木委員》

48番について説明いたします。竹葉さんがお休みなので、代わりに発表させていただきます。48番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは長きにわたりいろいろに取り組まれておりまして、引き続き耕作されることを確認しております。問題はないと思います。

《上甲委員》

それでは、49番50番について説明します。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇まして、耕作者を探しておりましたら、◇◇◇◇さんが作ろうということで、話がまとまりました。何ら問題ないと思います。

《氏原委員》

51番について説明いたします。43番と同じで、◇◇◇◇さんの土地を耕作しておりましたが、◇◇◇◇と新しく◇◇◇◇さんが耕作するようになりました。◇◇◇◇さんは熱心に◇◇◇◇をされており、何ら問題ありません。

《末光委員》

5 2 番について説明させていただきます。◇◇◇◇さんの◇◇◇◇を◇◇◇◇の契約で、◇◇◇◇さんが栽培するということです。以上です。これ、この案件につきましては、直接本人の方から連絡がなかったので、書面どおりの説明とさせていただきます。

《白井委員》

5 3 番、5 4 番について説明をいたします。両方とも新規になります。5 3 番につきましては、◇◇◇◇さん、耕作者を探しておりまして、◇◇◇◇さんが耕作するようになりました。

5 4 番につきましては、◇◇◇◇さん◇◇◇◇のため耕作者を探しておりまして、◇◇◇◇さんが耕作するようになりました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇の方で、今、熱心に農業に取り組んでおりますので、何ら問題ないと思います。

《梶原委員》

失礼します。5 5 番について、次のページの所有権移転の9 番と関連しておりますので、まとめて説明いたします。◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇のため◇◇◇◇さんの土地を取得し◇◇◇◇に貸し付けて、集団的な土地利用をしようとするものであります。◇◇◇◇は順調に経営をしており、何ら問題ないかと思われま。

《加賀山委員》

失礼します。1 0 番について説明します。以前から◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さんの園地を耕作していました。熱心に農業されている◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまり、所有権を移転するということです。何ら問題ありません。

《井上惣一委員》

1 1 番について説明いたします。◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんへの所有権移転です。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇と、ということを知りました。それで真面目に農業されている◇◇◇◇さんが作るようになりました。以上です。

《土居委員》

1 2 番について説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇耕作が大変難しいということで耕作者を探してたところ、◇◇◇◇さんと所有権移転の話がまとまりました。◇◇◇◇さんは大変熱心な耕作者で、問題はあります。

《河野秀雄委員》

失礼します。1 3 番1 4 番について説明します。1 3 番は、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇、少しやってみようということでやっていたのですが◇◇◇◇のためできないということで、◇◇◇◇さんにやらしてもらおうということになりました。所有権の移転の案件です。

14番については、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇君に農地の移転をして耕作するようにお願いしたら話がまとまり、所有権の移転となりました。何ら問題はありません。以上です。

《 専長委員 》

15番について説明します。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇ということで耕作ができないということで、◇◇◇◇さんが所有権を移転して耕作をする、というものです。◇◇◇◇さんは若くて熱心にやられてますし、また◇◇◇◇ということで、何ら問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和6年7月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
